

令和6年度
人 事 委 員 会 年 報

岡 山 県 人 事 委 員 会

目 次

第1章 人事委員会関係	1
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の組織と権限	2
3 人事委員会の委員	3
4 人事委員会の運営	3
(1) 令和6年度人事委員会開催状況	3
(2) 令和6年度人事委員会議事一覧表	3
第2章 事務局の組織及び分掌事務等	11
1 事務局の組織	12
2 事務局職員の定数及び現員	12
3 事務局の事務分掌	12
4 人事委員会規則の制定改廃状況	12
5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況	12
6 令和6年度予算の状況	16
第3章 任用関係業務	17
1 採用試験	18
(1) 実施日程	18
(2) 受験資格及び試験方法	19
(3) 特徴と受験者の確保	22
(4) 令和6年度試験概要	23
2 採用及び昇任の選考結果	25
第4章 給与関係業務	26
1 職員給与の実態	27
(1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成	27
(2) 給料表別の平均給与月額等	28
2 民間給与の調査	29
(1) 調査事業所	29
(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	29
(3) 諸手当の支給状況	30
3 職員の給与に関する報告及び勧告	32
(1) 職員給与と民間給与との較差	32
(2) 報告（むすび）	32
(3) 勧告	40
4 勧告実施の状況	43

第5章 勤務条件関係等業務	44
1 勤務条件	45
2 服務	46
3 その他	46
第6章 公平審査関係業務	47
1 勤務条件に関する措置要求	48
(1) 令和6年度において判定したもの	48
(2) 令和6年度において審査したもの	48
(3) 令和6年度において却下したもの	48
(4) 令和6年度において取下げのあったもの	48
2 不利益処分に関する審査請求	48
(1) 令和6年度において裁決したもの	48
(2) 令和6年度において審査したもの	48
(3) 令和6年度において却下したもの	48
(4) 令和6年度において取下げのあったもの	48
(5) 令和6年度において打ち切ったもの	48
3 苦情処理	48
4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧	48
第7章 職員団体関係業務	49
1 職員団体の登録	50
(1) 県関係	50
(2) 受託地方公共団体関係	50
2 管理職員等の範囲の指定	51
(1) 県関係	51
(2) 受託地方公共団体関係	51
第8章 労働基準監督機関関係業務	54
1 労働基準監督機関職権行使者	55
2 労働基準法別表第1の事業区分	55
3 労働基準法に基づく諸届の受理等	55
4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等	55

第 1 章

人 事 委 員 会 関 係

第1章 人事委員会関係

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例（昭和26年6月11日条例第34号）により設置された。

2 人事委員会の組織と権限

(1) 組織

人事委員会は3人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会が合議制の機関とされるのは、その職務が、勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分の審査請求に対する裁決等に典型的に現れるように、中立かつ公平さを要求されることによるものである。

(2) 権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条に規定されており、これを機能的に大別すると次のとおりである。

行政権限	・ 人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。 ・ 給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 ・ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に意見を申し出ること。 ・ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。 ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。 ・ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。 ・ 職員の給与が、地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。 ・ 職員の苦情を処理すること ・ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）。
準立法的権限	・ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し人事委員会規則を制定すること。
準司法的権限	・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置をとること。 ・ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。 ・ 学校医等の公務災害補償に関する審査請求を審査すること。

3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とされる。

職・氏 名	就任年月日	任 期	備 考
委員長 安田 寛	令和 4年10月13日	令和 8年10月12日	1 期目 令和5年10月12日から委員長 令和5年10月11日まで労働基準監督機関職権行使者
委員長職務代理者 武井 祐子	平成30年 7月16日	令和 8年 7月15日	2 期目 平成30年11月6日から委員長職務代理者
委 員 古南 篤子	令和 5年10月 6日	令和 9年10月 5日	1 期目 令和5年10月12日から労働基準監督機関職権行使者

4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員が職務を代理する。会議は、委員全員が出席しなければ開くことができないが、公務の運営等に著しい支障が生ずると認められるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっており、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が召集する。会議は、原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開とすることができる。議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(1) 令和6年度人事委員会開催状況

区 分	令和6年度
会 議	25回
議 案	81件
報 告 事 項	37件
そ の 他	24件

(2) 令和6年度人事委員会議事一覧表 (資料1) のとおり

(資料1)

令和6年度人事委員会議事一覧表

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
4 / 8 (金)	1	議第1号 議第2号 議第3号 議第4号 議第5号 報告事項 そ の 他	令和6年度岡山県職員A採用試験の実施について 令和6年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施について 令和6年度第1回岡山県警察官採用試験第一次試験課題の決定について 令和5年第1号審査請求事案に係る裁決書(案)について 審査請求の受理について (1) ラスパイレス指数の状況について (2) 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について ・令和6年度に実施する採用試験に係る採用予定者数等について ・中国地方人事委員会協議会委員全員会議について
4 / 18 (木)	2	報告事項 そ の 他	(1) 令和5年度苦情相談(下半期)の処理状況について (2) 解雇予告の除外認定について ・委員視察について ・十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議について ・全人連公平審査事務研修会について
5 / 8 (水)	3	議第6号 報告事項 そ の 他	令和6年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験課題の決定について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要 ・全人連公平審査事務研修会について
5 / 22 (水)	4	議第7号 議第8号 議第9号 議第10号 議第11号 報告事項	令和6年度岡山県職員A採用試験(アピール型)第二次試験のグループワーク課題の決定について 令和6年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について 令和6年度岡山県警察行政職員B採用試験の実施について 選考により採用することができる職の範囲の一部改正について 職務に専念する義務の免除の取扱いの廃止について (1) 令和6年度岡山県職員A採用試験の申込状況について (2) 令和6年第1号審査請求事案に係る答弁書の受理について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
6 / 1 3 (木)	5	議第12号 そ の 他	令和6年度岡山県職員A採用試験（アピール型）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について ・委員視察について
7 / 1 2 (金)	6	議第13号 議第14号 報告事項 そ の 他	令和6年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施について 令和6年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験の実施について (1) 令和6年第1号審査請求事案に係る反論書等の受理について ・勧告に向けた委員会協議予定案について ・委員視察について
7 / 2 2 (月)	7	議第15号 報告事項 そ の 他	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 令和6年職種別民間給与実態調査の実施状況について (2) 令和6年第1号審査請求事案に係る再答弁書の受理について (3) 全人連公平審査事務研修会の概要について ・岡山県職員A採用試験二次試験の実施について
8 / 1 6 (金)	8	議第16号 議第17号 議第18号 議第19号 議第20号 議第21号 報告事項 そ の 他	令和6年度岡山県警察行政職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和6年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和6年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験第一次試験課題の決定について 令和6年度岡山県職員A採用試験の追加実施について 本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議からの要請書受取の概要 (2) 令和6年度勤務条件等実態調査（前期）について (3) 労働者死傷病報告について ・任期付職員の募集について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
8 / 2 9 (木)	9	議第22号 議第23号 報告事項 そ の 他	令和6年第1号審査請求事案に係る再反論書の受理及び求釈明について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要 (2) 時間外勤務命令の特例適用に係る任命権者からの報告について ・技術職受験者確保に向けた採用試験の見直しについて ・令和6年度教職員の勤務実態調査結果について
9 / 6 (金)	10	議第24号 報告事項 そ の 他	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 中国地方人事委員会協議会次長・給与主管課長会議の概要 ・技術系職種の受験者確保に向けた採用試験の見直しについて
9 / 1 2 (木)	11	議第25号 議第26号 報告事項 そ の 他	令和6年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第一次試験課題の決定について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要 ・岡山県職員共闘会議との委員会見(9月25日)について ・社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会の取りまとめに向けた基本的方向性について
9 / 1 9 (木)	12	議第27号 議第28号 報告事項	令和6年第1号審査請求事案に係る求釈明への回答の受理等について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要
9 / 2 6 (木)	13	議第29号 議第30号	令和6年第1号審査請求事案に係る求釈明への回答の受理等について 職員の給与等に関する報告及び勧告について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
10/17 (木)	14	議第31号 議第32号 議第33号 報告事項	令和6年度障がい者を対象とした岡山県職員等採用試験第一次試験課題の決定について 令和6年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第二次試験課題の決定について 初任給基準の改正予定について (1) 令和7年度からの採用試験の見直しについて (2) 令和6年度(上半期) 苦情相談の処理状況について
11/7 (木)	15	議第34号 議第35号 議第36号 議第37号 そ の 他	令和6年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和6年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第二次試験の課題の決定について 令和6年第1号審査請求事案に係る準備手続の開催等について 審査請求の受理について ・令和7年度岡山県職員A採用試験(アピール型)の見直しについて ・令和7年度からの警察官採用試験の見直しについて
11/20 (水)	16	議第38号 議第39号 議第40号 議第41号 報告事項 そ の 他	令和6年度岡山県警察行政職員B採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 岡山県警察官、岡山県警察交通巡視員及び岡山県警察行政職員採用試験実施基準の一部改正について 岡山県警察官採用試験に係る実施基準の変更承認について 任命権者に委任する競争試験の範囲の一部改正の公示について (1) 令和6年第1号審査請求事案に係る代理人選任届等の受理について (2) 令和6年第2号審査請求事案に係る代理人選任届等の受理について (3) 都道府県人事委員会等の報告・勧告の状況について ・令和7年度岡山県職員A採用試験(技術職)の見直しについて ・任期付職員の募集について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
12/9 (月)	17	議第42号	令和6年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第43号	令和6年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第44号	令和6年度岡山県職員A採用試験(追加実施分)に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第45号	岡山県職員等採用試験に係る実施要領等の制定及び改正について
		議第46号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について
		議第47号	公文書非開示決定に対する審査請求への弁明等について
		議第48号	条例案に対する人事委員会の意見について
		議第49号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用についての一部改正について
		報告事項	(1) 陳情について (2) 令和6年2号審査請求事案に係る反論書等の受理について
12/18 (水)	18	議第50号	岡山県職員給与条例等の改正に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について
		議第51号	令和6年第1号審査請求事案に係る書証認否書等の受理について
		報告事項	(1) 令和6年第2号審査請求事案に係る反論書の受理について (2) 社会人経験者等採用試験の追加実施について(依頼) (3) 令和7年1月1日人事異動に伴う協議の委員長専決について
1/16 (木)	19	議第52号	令和6年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の追加実施について
		議第53号	令和7年度岡山県職員等採用試験実施計画について
		議第54号	岡山県警察官採用試験に係る実施計画の承認について
		議第55号	任期付職員の採用の承認について
		議第56号	会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について
		議第57号	令和6年第1号審査請求事案に係る口頭審理の開催等について
		議第58号	令和6年第2号審査請求事案に係る書証の認否等について
		議第59号	審査請求の却下について
		報告事項	(1) ラスパイレス指数の状況について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
1 / 3 0 (木)	20	議第60号 議第61号 報告事項 そ の 他	令和6年第2号審査請求事案に係る書証認否書の受理等について 審査請求の却下について (1) 令和6年第1号審査請求事案に係る口頭審理調書の送付等について ・令和7年度に実施する採用試験に係る採用予定者数等について
2 / 6 (木)	21	議第62号 議第63号 報告事項	選考により採用することができる職の範囲の一部改正について 令和6年2号審査請求事案に係る裁決書(案)について (1) 寒冷地手当に関する規則の改正予定について
2 / 1 7 (月)	22	議第64号 議第65号 議第66号 議第67号 議第68号 議第69号 議第70号 議第71号 議第72号 そ の 他	令和6年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験(追加実施)第一次試験課題の決定について 令和7年度岡山県職員A採用試験(アピール型)の実施について 令和7年度岡山県職員A採用試験(技術・春)の実施について 岡山県職員等採用試験に係る実施要領等の改正について 任期付職員の採用の承認について 勤務延長の期限の延長承認について 条例案に対する人事委員会の意見について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用についての一部改正について 令和6年第1号審査請求事案に係る最終陳述書の送付等について ・令和7年度岡山県職員募集パンフレットについて
3 / 1 2 (水)	23	議第73号 議第74号 議第75号 議第76号 報告事項 そ の 他	令和6年第1号審査請求事案に係る裁決書(案)について 給与制度のアップデート等に係る人事委員会規則及び通知の一部改正等について 単身赴任手当の支給に係る協議及び回答について 令和6年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験(追加)の第一次試験合格者等の決定に係る変更について (1) 令和6年度勤務条件等実態調査(後期)について (2) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要 ・十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議について ・中国地方人事委員会協議会委員全員会議について

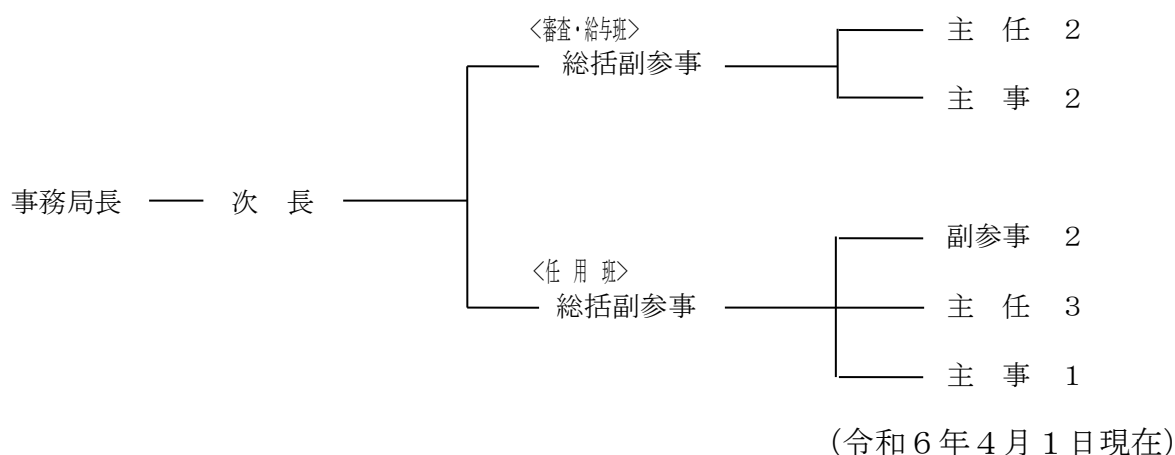
月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
3 / 1 9 (木)	24	議第77号 議第78号 議第79号 議第80号	令和7年4月1日人事異動に伴う協議について 令和7年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について 寒冷地手当に関する規則等の一部改正について 寒冷地手当に関する承認事項の一部改正について
3 / 2 6 (木)	25	議第81号 報告事項	岡山県職員特殊勤務手当の運用についての一部改正について (1) 岡山県職員共闘会議からの要求書受取の概要 (2) 労働者死傷病報告について (3) 解雇予告の除外認定について

第 2 章

事務局の組織及び分掌事務等

第2章 事務局の組織及び分掌事務等

1 事務局の組織



2 事務局職員の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 13人
 人事委員会事務局の職員現員 14人
 [岡山県職員等定数条例第2条6号]

3 事務局の事務分掌

班	事務分掌
審査・給与班	1 事務局職員の任免その他人事に関する事 2 予算経理及び物品出納に関する事 3 審査請求・措置要求に関する事 4 分限・懲戒及び服務の手續に関する事 5 勤務時間その他の勤務条件に関する事 6 労働基準監督に関する事 7 職員団体に関する事 8 給与等に関する報告及び勧告に関する事 9 民間給与実態調査に関する事 10 職員給与実態調査に関する事 11 給料表及び初任給・昇格・昇給等に関する事 12 諸手当その他給与制度に関する事
任用班	1 採用試験に関する事 2 選考に関する事 3 臨時的任用に関する事

4 人事委員会規則の制定改廃状況

(資料2) のとおり

5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

(資料3) のとおり

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
11	R6.5.10	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。	R6.5.10
12	R6.6.11	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	基準期間中に会計年度任用職員から常勤職員へ任用形態に変更があった場合に、在職期間を通算するよう改正を行う。	R6.4.1
13	R6.9.20	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R6.10.1
14	R6.9.20	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R6.10.1
15	R6.12.20	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	子の看護休暇の取得事由を拡充する等所要の改正を行う。	R7.1.1
16	R6.12.24	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医師の処遇を確保する観点から、支給月額を改正する。	R6.4.1
17	R6.12.24	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	R6.12.1
18	R6.12.24	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の改正に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
19	R6.12.24	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	R6.12.1
20	R6.12.24	岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	R6.12.1
1	R7.2.7	会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	子の看護休暇の取得事由を拡充する等所要の改正を行う。	R7.4.1
2	R7.3.21	岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
3	R7.3.21	通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
4	R7.3.21	特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
5	R7.3.21	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、職員が仕事と介護を両立しやすい職場環境を整備するために任命権者が講ずべき措置等を定める等所要の改正を行う。	R7.4.1
6	R7.3.21	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
7	R7.3.21	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
8	R7.3.21	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
9	R7.3.21	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
10	R7.3.21	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
11	R7.3.21	単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
12	R7.3.21	管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
13	R7.3.21	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
14	R7.3.21	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
15	R7.3.21	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
16	R7.3.21	岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
17	R7.3.21	扶養手当に関する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
18	R7.3.21	在宅勤務等手当に関する規則	給与制度のアップデート等に伴い、 所要の改正を行う。	R7.4.1
19	R7.3.28	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
20	R7.3.28	岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	学校の統廃合に伴い、へき地学校の指定等所要の改正を行う。	R7.4.1
21	R7.3.28	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R7.3.28
22	R7.3.28	岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	規定の整備を行う。	R7.4.1
23	R7.3.28	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
24	R7.3.28	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R7.4.1
25	R7.3.28	寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	寒冷地支給対象公署の見直しを行う。	R7.4.1

(資料3)

条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

議会	条 例 案	意 見
6月議会	—	—
9月議会	—	—
11月議会	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 (一般職の職員に適用される部分に限る。)	適当であると認めます
2月議会	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (一般職の職員に適用される部分に限る。)	異議ありません
	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 (企業職員に適用される部分を除く。)	適当であると認めます
	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません
	岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (一般職の職員に適用される部分に限る。)	異議ありません
	岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません

6 令和6年度予算の状況

当初予算額事項別一覧表

(単位：千円)

分類 事項名	予算額 ()は前年	財源内訳		説明
		特定	一般	
(義務) 人事委員会事務局 職員費	119,063 (120,864)		119,063 (120,864)	事務局人件費 給料 53,035 諸手当 45,842 共済費 20,186
(一般) 人事委員会費	7,455 (7,494)		7,455 (7,494)	委員報酬等経費 (報酬額) 平成23年4月1日改定 委員長：日額 35,000円 月額 45,000円 委員：日額 30,000円 月額 35,000円
(一般) 人事委員会事務局 運営費	17,825 (17,843)	460 (462)	17,365 (17,381)	事務局運営費 17,365 受託公平委員会費 460 10市12町村36一部事務組合に係る公平委員会 の受託事務費(年額) 市 @30×10団体 町村(百人以上) @ 9× 6団体 町村(百人未満) @ 6× 6団体 一部事務組合 @ 2×35団体
事務局計	144,343 (146,201)	460 (462)	143,883 (145,739)	

第 3 章

任 用 関 係 業 務

第3章 任用関係業務

1 採用試験

(1) 実施日程

試 験 名	公 示 日	申 込 受 付 期 間	第 一 次 試 験 日 場 試 験 会 場	第 二 次 試 験 日	最 終 合 格 発 表 日
岡 山 県 職 員 A 採 用 試 験	4月19日	4月19日 ～ 5月17日	6月16日 岡山大学 ビジョンセンター浜松町	7月5日 ～ 7月7日、 7月9日 ～ 7月12日、 7月27日 ～ 7月28日、 7月30日 ～ 8月1日、 8月5日	8月19日
岡 山 県 職 員 A 採 用 試 験 (追 加)	9月6日	9月6日 ～ 10月4日	10月27日 岡山県庁分庁舎	11月13日、 11月30日	12月13日
岡 山 県 職 員 A 採 用 試 験 (ア ピ ー ル 型)	3月1日	3月1日 ～ 3月31日	4月21日 岡山大学 都道府県会館	6月8日 ～ 6月9日	6月20日
岡 山 県 職 員 B 採 用 試 験 市町村立小・中学校事務職員採用試験	7月2日	7月2日 ～ 8月16日	9月29日 岡山大学	10月26日、 10月28日 ～ 10月30日	11月11日
社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験	8月13日	8月13日 ～ 9月20日	10月20日 岡山県庁分庁舎 都道府県会館	11月23日 ～ 11月24日	12月13日
社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験 (追加)	令和7年 1月28日	1月28日 ～ 2月28日	3月23日 岡山県庁分庁舎	4月26日 ～ 4月27日	5月22日
障がい者対象の 岡山県職員 市町村立小・中学校事務職員 採用試験	8月13日	8月13日 ～ 9月20日	11月3日 岡山県庁分庁舎	11月28日 ～ 11月29日	12月13日

試 験 名		公 示 日	申 込 受 付 期 間	第 一 次 試 験 日 場 試 験 会 場	第 二 次 試 験 日	最 終 合 格 発 表 日
岡山県警察官等採用試験	警 察 官 B (男 性 ・ 女 性) (令和6年10月採用)	3月 1日	3月 1日 ～ 4月10日	5月12日 岡山大学 5月4日、5月5日 岡山県警察学校	6月29日 ～ 7月 1日	7月12日
	警 察 官 A (男 性 ・ 女 性)					
	警察行政職員 A	4月19日	4月19日 ～ 5月17日	6月16日 岡山大学	8月3日	8月19日
	警 察 官 A (男 性 ・ 女 性)	7月 2日	7月 2日 ～ 8月15日	9月22日 岡山大学 9月23日 岡山県警察学校	11月16日 ～11月17日	11月29日
	警 察 官 B (男 性 ・ 女 性)					
	警察行政職員 B	7月 2日	7月 2日 ～ 8月15日	9月29日 岡山大学	11月 9日	11月29日
	警察行政職員 (障がい者対象)	8月13日	8月13日 ～ 9月20日	11月3日 岡山県庁分庁舎	11月28日 ～11月29日	12月13日

(2) 受験資格及び試験方法

試 験 区 分		受 験 資 格	第 一 次 試 験	第 二 次 試 験
県 職 員 等	< 県職員 A > 行政、環境、衛生、 農業、土木、農業土木、 畜産、林業、建築、 電気	- 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 - 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	・ 教養試験 (行政のみ) 択一式 2時間30分 ・ 職務能力試験 (行政以外) 択一式 1時間 ・ 専門試験 択一式 2時間 ・ 適性検査	・ 口述試験
	< 県職員 A (追加) > 土木、農業土木、 畜産、林業、建築	- 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 - 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	・ 職務能力試験 択一式 1時間 ・ 専門試験 択一式 2時間 ・ 適性検査	・ 口述試験

試 験 区 分		受 験 資 格	第 一 次 試 験	第 二 次 試 験
県 職 員 等	<県職員A(アピール型)> 行政	- 平成10年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 - 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	- 基礎能力試験 (SPI3) 択一式 1時間10分 - アピールシート試験 1時間30分 - 適性検査	口述試験
	<県職員B> 事務、土木、農業土木、林業、電気	- 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者ただし、次のいずれかに該当する者を除く ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	- 教養試験 択一式 2時間 - 専門試験(土木、農業土木、林業、電気のみ) 択一式 2時間 - 適性検査	- 作文試験 - 口述試験
	市町村立小・中学校事務職員	A - 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 B - 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者		
	社会人経験者等対象の県職員 行政、土木	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	- 職務能力試験 択一式 1時間 - 専門試験(土木のみ) 択一式 2時間 - 論文試験(行政のみ) 1時間30分 - 適性検査 - 資格加点(行政のみ)	- 口述試験 - 論文試験(土木のみ)
	社会人経験者等対象の県職員(追加) 行政	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	- 職務能力試験 択一式 1時間 - 論文試験 1時間30分 - 適性検査 - 資格加点	口述試験
	障がい者対象の ・県職員 ・市町村立小・中学校事務職員	- 次に掲げる全ての要件を満たす者 ①平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 ②次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者 - ア 身体障害者手帳 - イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が作成した、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 - ウ 産業医によるイに準じる診断書・意見書 - エ 都道府県知事等が交付する療育手帳 - オ 児童相談所等による知的障がい者であることの判定書 - カ 精神障害者保健福祉手帳 ③活字印刷文又は点字による出題に対応できる者(点字による出題は県職員に限る)	- 教養試験 択一式 2時間 - 作文試験 1時間 - 適性検査	口述試験

試 験 区 分		受 験 資 格	第 一 次 試 験	第 二 次 試 験
警 察 官 等	警 察 官 B (男 性 ・ 女 性) 令和 6 年10月採用	- 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ただし、次のいずれかに該当する者は受験することができない。 ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者 又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者（岡山県警察本部が同等の資格があると認める者を含む。） ②学校教育法による高等学校を令和6年10月1日から令和7年3月31日までに卒業見込みの者（岡山県警察本部が同等の資格があると認める者を含む。）	・教養試験 択一式 2時間 ・作文試験 1時間 ・適性検査 ・体力試験 3時間程度 ・身体検査 1 ・資格加点	・口述試験 ・身体検査 2
	警 察 官 A (男 性 ・ 女 性)	- 平成3年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	・教養試験 択一式 2時間 ・論文試験 1時間30分 ・適性検査 ・体力試験 3時間程度 ・身体検査 1 ・資格加点	・口述試験 ・身体検査 2
	警 察 官 B (男 性 ・ 女 性)	平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記（①②）に該当しないもの	・教養試験 択一式 2時間 ・作文試験 1時間 ・適性検査 ・体力試験 3時間程度 ・身体検査 1 ・資格加点	・口述試験 ・身体検査 2
	警 察 行 政 職 員 A	- 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 - 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	・教養試験 択一式 2時間30分 ・論文試験 1時間30分 ・適性検査	・口述試験
	警 察 行 政 職 員 B	- 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 ただし、次のいずれかに該当する者を除く ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者 又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	・教養試験 択一式 2時間 ・作文試験 1時間 ・適性検査	・口述試験

試験区分		受験資格	第一次試験	第二次試験
警察官等	障がい者対象の警察行政職員	・次に掲げる全ての要件を満たす者 ①平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 ②次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者 - ア 身体障害者手帳 - イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の手定める医師が作成した、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 - ウ 産業医によるイに準じる診断書・意見書 - エ 都道府県知事等が交付する療育手帳 - オ 児童相談所等による知的障がい者であることの判定書 - カ 精神障害者保健福祉手帳 ③活字印刷文又は点字による出題に対応できる者	・教養試験 択一式 2時間 ・作文試験 1時間 ・適性検査	・口述試験

(3) 特徴と受験者の確保

- ア 県職員A採用試験（技術系職種）の受験者確保に向けて、公務員試験対策が必要な教養試験を廃止し、論理的に思考する力、文章を正確に理解する力等のより基礎的な能力を測る職務能力試験を導入した。
- イ 技術系職種について、県職員A採用試験の追加試験を実施した。
- ウ 県職員B採用試験について、農業土木職と電気職を新たに追加した。
- エ 申込者は、県職員A採用試験（一次試験6月実施分）では対前年比約 4.9%減、県職員B採用試験については約 15.0%減であった。また、警察官については約 16.7%減となった。
- オ 受験者の確保に向け、採用説明会においては、対面方式とオンライン方式を併用も含め状況に応じて使い分ける等、参加者の利便性の向上等にも配慮して開催した。

(4) 令和6年度試験概要
① (県職員関係等)

試験名	試験区分	採用 予定者 (人)	申 込 者 (人)	受 験 者 (人)	受 験 率 (%)	第 一 次 合 格 者 (人)	第 二 次 受 験 者 (人)	最 終 合 格 者 (人)	競 争 率 (倍)	採 用 者 (人)
県職員 A 公示 4月19日 一次 6月16日 一次合格発表 6月25日 二次 7月5日～7日 7月9日～12日 7月27日～28日 7月30日～8月1日、8月5日 二次合格発表 8月19日	行 政	76程度	(161) 360	(123) 266	73.9	(106) 228	(94) 201	(59) 97	2.7	(41) 69
	環 境	5程度	(4) 11	(4) 8	72.7	(4) 8	(4) 8	(2) 5	1.6	(2) 3
	衛 生	若干名	(8) 10	(6) 7	70.0	(4) 5	(4) 5	(2) 3	2.3	(2) 3
	農 業	15程度	(14) 40	(14) 33	82.5	(13) 29	(11) 24	(10) 18	1.8	(7) 13
	土 木	21程度	(6) 23	(3) 13	56.5	(2) 10	(1) 7	(1) 7	1.9	(1) 4
	農 業 土 木	8程度	(2) 10	(2) 7	70.0	(1) 6	(1) 6	(1) 5	1.4	3
	畜 産	5程度	(5) 7	(4) 6	85.7	(3) 5	(2) 4	(2) 2	3.0	(1) 1
	林 業	8程度	(6) 10	(3) 7	70.0	(3) 7	(3) 6	(2) 5	1.4	(2) 4
	建 築	5程度	(3) 6	(2) 3	50.0	(2) 3	(2) 3	(2) 2	1.5	(2) 2
	電 気	5程度	12	7	58.3	7	5	5	1.4	4
	計	—	(209) 489	(161) 357	73.0	(138) 308	(122) 269	(81) 149	2.4	(58) 106
県職員 A (追加) 公示 9月6日 一次 10月27日 一次合格発表 11月6日 二次 11月13日、30日 二次合格発表 12月13日	土 木	14程度	8	4	50.0	3	2	1	4.0	1
	農 業 土 木	5程度	(2) 5	(2) 5	100.0	(1) 4	(1) 4	(1) 3	1.7	(1) 3
	畜 産	5程度	(3) 5	(1) 2	40.0	(1) 2	(1) 2	(1) 2	1.0	(1) 2
	林 業	5程度	(1) 4	(1) 4	100.0	(1) 3	(1) 2	(1) 1	4.0	(1) 1
	建 築	若干名	2	2	100.0	0	—	—	—	—
	計	—	(6) 24	(4) 17	70.8	(3) 12	(3) 10	(3) 7	2.4	(3) 7
県職員 A (アピール型) 公示 3月1日 一次 4月21日 一次合格発表 5月15日 二次 6月8日、9日 二次合格発表 6月20日	行 政	12程度	(134) 228	(109) 177	77.6	(38) 48	(34) 43	(23) 26	6.8	(14) 17
	事 務	5程度	(15) 34	(13) 29	85.3	(7) 15	(7) 15	(6) 8	3.6	(2) 2
	土 木	5程度	(1) 7	(1) 6	85.7	(1) 3	(1) 3	(1) 3	2.0	(1) 3
	農 業 土 木	5程度	6	4	66.7	3	3	3	1.3	3
	林 業	5程度	3	3	100.0	3	3	3	1.0	2
	電 気	若干名	1	1	100.0	1	1	1	1.0	0
	計	—	(16) 51	(14) 43	84.3	(8) 25	(8) 25	(7) 18	2.4	(3) 10
県職員 B 公示 7月2日 一次 9月29日 一次合格発表 10月9日 二次 10月26日 10月28日～30日 二次合格発表 11月11日	事 務	5程度	(15) 34	(13) 29	85.3	(7) 15	(7) 15	(6) 8	3.6	(2) 2
	土 木	5程度	(1) 7	(1) 6	85.7	(1) 3	(1) 3	(1) 3	2.0	(1) 3
	農 業 土 木	5程度	6	4	66.7	3	3	3	1.3	3
	林 業	5程度	3	3	100.0	3	3	3	1.0	2
社会人経験者等対象 公示 8月13日 一次 10月20日 一次合格発表 11月1日 二次 11月23日、24日 二次合格発表 12月13日	行 政	10程度	(62) 170	(54) 131	77.1	(15) 31	(13) 26	(8) 18	7.3	(6) 16
	土 木	5程度	8	7	87.5	7	5	5	1.4	4
	計	—	(62) 178	(54) 138	77.5	(15) 38	(13) 31	(8) 23	6.0	(6) 20
	社会人経験者等対象 (追加)	10程度	(42) 111	(31) 82	73.9	(17) 40	(17) 37	(5) 12	6.8	—
市町村立小・中学校事務 (県職員 B と同じ)	A	7程度	(86) 130	(32) 50	38.5	(18) 32	(18) 30	(7) 7	7.1	(7) 7
	B	5程度	(16) 23	(11) 17	73.9	(9) 13	(7) 11	(3) 4	4.3	(2) 2
	計	—	(102) 153	(43) 67	43.8	(27) 45	(25) 41	(10) 11	6.1	(9) 9
	障がい者対象	5程度	(4) 18	(2) 13	72.2	(2) 9	(2) 8	1	13.0	0
障がい者対象 公示 8月13日 一次 11月3日 一次合格発表 11月13日 二次 11月28日、29日 二次合格発表 12月13日	県職員(事務)	5程度	(4) 18	(2) 13	72.2	(2) 9	(2) 8	1	13.0	0
	小・中学校事務	若干名	0	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	(4) 18	(2) 13	72.2	(2) 9	(2) 8	1	13.0	0
	県 職 員 等 合 計	—	(575) 1,252	(418) 894	71.4	(248) 525	(224) 464	(137) 247	3.6	(93) 169
総 合 計		—	(676) 1,431	(493) 1,017	71.1	(294) 595	(265) 526	(156) 270	3.8	(109) 187

②(警察関係)

試験名	試験区分	採用 予定者 〈人〉	申込者 〈人〉	受験者 〈人〉	受験率 〈%〉	第一次 合格者 〈人〉	第二次 受験者 〈人〉	最終 合格者 〈人〉	競争率 〈倍〉 受験者／最終合格者	採用者 〈人〉
警察行政職員A 公示 4月19日 一次 6月16日 一次合格発表 7月3日 二次 8月3日 二次合格発表 8月19日	警察行政 職員 A	10程度	(75) 132	(55) 91	68.9	(35) 53	(30) 46	(13) 15	6.1	(10) 11
警察行政職員B 公示 7月2日 一次 9月29日 一次合格発表 10月16日 二次 11月9日 二次合格発表 11月29日	警察行政 職員 B	若干名	(23) 41	(17) 26	63.4	(9) 14	(9) 13	(4) 6	4.3	(4) 5
障がい者対象 (県職員等と同じ)	警察行政 職員	若干名	(3) 6	(3) 6	100.0	(2) 3	(2) 3	(2) 2	3.0	(2) 2
警察行政合計		-	(101) 179	(75) 123	68.7	(46) 70	(41) 62	(19) 23	5.3	(16) 18

注：（ ）は、女性で内数

(参考) 警察本部委任試験

試験名	試験区分	採用 予定者 〈人〉	申込者 〈人〉	受験者 〈人〉	受験率 〈%〉	第一次 合格者 〈人〉	第二次 受験者 〈人〉	最終 合格者 〈人〉	競争率 〈倍〉 受験者／最終合格者	採用者 〈人〉
第1回警察官 公示 3月1日 一次 5月12日 5月4日,5日 一次合格発表 5月24日 二次 6月29日～7月1日 二次合格発表 7月12日	警察官 B (男性)10月	9	87	56	64.4	36	33	16	3.5	15
	警察官 B (女性)10月	3	19	9	47.4	8	5	3	3.0	3
	小計	12	106	65	61.3	44	38	19	3.4	18
	警察官 A (男性)4月	32	162	126	77.8	97	92	46	2.7	31
	警察官 A (女性)4月	10	54	36	66.7	30	27	16	2.3	12
	小計	42	216	162	75.0	127	119	62	2.6	43
	計	54	322	227	70.5	171	157	81	2.8	61
第2回警察官 公示 7月2日 一次 9月22日 9月23日 一次合格発表 10月9日 二次 11月16日,17日 二次合格発表 11月29日	警察官 A (男性)	8	79	44	55.7	23	21	9	4.9	9
	警察官 A (女性)	3	22	12	54.5	5	5	3	4.0	3
	小計	11	101	56	55.4	28	26	12	4.7	12
	警察官 B (男性)	18	121	96	79.3	64	59	22	4.4	16
	警察官 B (女性)	6	48	46	95.8	35	32	15	3.1	12
	小計	24	169	142	84.0	99	91	37	3.8	28
	計	35	270	198	73.3	127	117	49	4.0	40
警察官計	警察官A	(13) 53	(76) 317	(48) 218	68.8	(35) 155	(32) 145	(19) 74	2.9	(15) 55
	警察官B	(9) 36	(67) 275	(55) 207	75.3	(43) 143	(37) 129	(18) 56	3.7	(15) 46
	合計	(22) 89	(143) 592	(103) 425	71.8	(78) 298	(69) 274	(37) 130	3.3	(30) 101

注：（ ）内は、女性で内数

2 採用及び昇任の選考結果

給料表	等級	採用							昇任						
		知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職	9														
	8														
	7														
	6	5	3					8							
	5	7						7							
	4	4	3					7							
	3	12	1					13							
	2	45						45							
	1	19	3	3				25							
研究職	5														
	4														
	3														
	2														
	1	1						1							
医療職 (一)	4														
	3	4						4							
	2														
	1	4						4							
医療職 (二)	7														
	6														
	5	2						2							
	4														
	3	1						1							
	2	4						4							
	1														
医療職 (三)	6														
	5														
	4	1						1							
	3														
	2	6						6							
	1														
公安職	9			1				1							
	8			1				1							
	7			8				8							
	6														
	5														
	4			3				3							
	3														
	2			2				2							
	1			2				2							
合計		115	10	20				145							

第 4 章

給 与 関 係 業 務

第4章 給与関係業務

1 職員給与の実態

令和6年4月1日現在における一般職の職員（企業職員等を除く。）の給与等の実態を調査した。その結果は、次のとおりである。

（1）給料表別、性別、学歴別の職員構成

区 分		計	性 別		学 歴 別			
給料表			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 給 料 表	職 員 数	人 18,363	10,755	7,608	15,856	643	1,860	4
	構 成 比	% 100.0	58.6	41.4	86.3	3.5	10.1	0.0
行 政 職	職 員 数	人 4,709	3,012	1,697	3,619	299	788	3
	構 成 比	% 25.6	64.0	36.0	76.9	6.3	16.7	0.1
公 安 職	職 員 数	人 3,552	3,104	448	2,364	174	1,013	1
	構 成 比	% 19.3	87.4	12.6	66.6	4.9	28.5	0.0
教育職(一)	職 員 数	人 3,342	1,780	1,562	3,224	60	58	-
	構 成 比	% 18.2	53.3	46.7	96.5	1.8	1.7	-
教育職(二)	職 員 数	人 60	35	25	59	1	-	-
	構 成 比	% 0.3	58.3	41.7	98.3	1.7	-	-
小中教育職	職 員 数	人 6,199	2,556	3,643	6,108	91	-	-
	構 成 比	% 33.8	41.2	58.8	98.5	1.5	-	-
研 究 職	職 員 数	人 225	183	42	222	2	1	-
	構 成 比	% 1.2	81.3	18.7	98.7	0.9	0.4	-
医療職(一)	職 員 数	人 28	18	10	28	-	-	-
	構 成 比	% 0.2	64.3	35.7	100.0	-	-	-
医療職(二)	職 員 数	人 132	65	67	120	12	-	-
	構 成 比	% 0.7	49.2	50.8	90.9	9.1	-	-
医療職(三)	職 員 数	人 116	2	114	112	4	-	-
	構 成 比	% 0.6	1.7	98.3	96.6	3.4	-	-

注1：暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、岡山県職員給与条例附則第8項により給料月額が決定される職員、育休代替任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

(2) 給料表別の平均給与月額等

区 分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	18,363	41.3	18.6	350,116	9,410	4,026	363,552
行 政 職	4,709	42.5	20.0	335,456	8,907	6,684	351,047
公 安 職	3,552	39.2	17.7	340,644	14,669	6,267	361,580
教 育 職 (一)	3,342	44.0	20.9	377,602	9,011	4,743	391,356
教 育 職 (二)	60	39.3	16.1	354,752	9,667	4,001	368,420
小 中 教 育 職	6,199	40.1	17.0	351,852	7,157	-	359,009
研 究 職	225	43.7	19.3	357,174	9,947	5,708	372,829
医 療 職 (一)	28	39.6	12.8	428,696	7,893	73,503	510,092
医 療 職 (二)	132	45.2	19.8	350,149	7,303	3,688	361,140
医 療 職 (三)	116	38.6	15.4	315,509	2,237	2,410	320,156

注：給料には、給料の調整額を含む。

2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査した。その概要は次のとおりである。

(1) 調査事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 244 の事業所について調査し、調査が完結した事業所は、次のとおりである。

企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業					
産 業 計		201	77	96	28
農 業 , 林 業 、 漁 業		0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		16	4	8	4
製 造 業		90	31	46	13
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		38	16	15	7
卸 売 業 , 小 売 業		18	6	11	1
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業、物品賃貸業		5	5	0	0
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業		34	15	16	3

(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
職 種	学 歴				
新 卒 事 務 員	大 学 卒	208,699	212,979	205,515	206,532
	短 大 卒	189,745	189,886	188,531	197,655
	高 校 卒	179,299	181,992	178,580	174,670
新 卒 技 術 者	大 学 卒	215,070	220,103	212,536	209,238
	短 大 卒	195,827	196,194	194,682	198,266
	高 校 卒	182,368	181,609	184,410	178,865
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒	211,088	215,656	207,981	207,737
	短 大 卒	192,123	192,400	190,698	197,992
	高 校 卒	180,710	181,812	181,019	177,086

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

(3) 諸手当の支給状況

ア 家族手当

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合	
		岡 山 県	全 国
家 族 手 当 制 度 が あ る		78.9%	74.5%
	配偶者に家族手当を支給する	68.5%	53.5%
	子に家族手当を支給する	78.3%	74.0%
家 族 手 当 制 度 が な い		21.1%	25.5%
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	10,889円	12,320円
	配偶者と子1人	16,017円	19,003円
	配偶者と子2人	20,774円	25,272円
	子 1 人	11,229円	13,303円
	子 2 人	20,210円	25,241円
	子 3 人	29,820円	37,208円

注：1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、父母等については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される（配偶者、父母等の支給月額については、行政職給料表7級以下の職員に支給される額）。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	岡 山 県	全 国
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	9.9%	15.3%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	11.8%	11.1%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	78.3%	73.6%

注：調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

イ 特別給（賞与及び臨時給与）

区 分 項 目		岡 山 県	全 国	
		事務・技術等従業員	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	349,515 円	398,514 円	298,595 円
	上 半 期 (A ₂)	357,648	408,393	307,501
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B ₁)	786,306 円	879,178 円	577,075 円
	上 半 期 (B ₂)	837,596	982,120	586,400
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.25 月分	2.21 月分	1.93 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.34	2.40	1.91
	年 間 計	4.59月分	4.60月分	

注：下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは令和6年2月から7月までの期間をいう。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、令和6年10月7日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

(1) 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
381,001円	370,943円	10,058円 (2.71%)

注：民間給与、職員給与ともに、令和6年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 報告（むすび）

ア 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(ア) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う。

改定に当たっては、優秀な人材確保が重要な課題となっている本県の実情に鑑み、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、初任給を始め、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象に改定を行う。

なお、定年再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえて改定し、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表と同様の改定を行う。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施する。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

(ロ) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期と12月期で均等になるよう定める。

また、定年再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

(ハ) 寒冷地手当

寒冷地手当については、国家公務員の寒冷地手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

なお、改定に伴い、寒冷地に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署と

して人事委員会規則で定めるものから除外されることとなる公署に、改定前から引き続き勤務している職員等に対しては、所要の経過措置を講ずる。

さらに、人事委員会規則で定める公署に勤務する職員の寒冷地手当の支給には、職員の居住地に関する要件を設けているが、当該要件を人事院勧告に準じて廃止する。

支給月額の変更は本年度から、その他の改定は令和7年4月1日から実施する。

(オ) 特殊勤務手当

児童相談所に勤務する職員の特殊勤務手当について、現行制度では、「児童に直接接して行う相談又は指導の業務」が持つ特殊性に対して特殊勤務手当を措置しているが、昨今の児童相談所が行う児童虐待対策関係業務においては、児童に対する相談・指導の業務に加えて、児童の保護者等と対立することも多いなど、複雑な事情を抱えた保護者等に対する相談・指導も特殊性の高い業務となっている。当委員会が今年度、実施した現地調査においても、その状況について確認したところである。

また、国の通知（令和2年2月21日付け、厚生労働省子ども家庭局長通知）においても、「保護者等と対立することが多いこと」を児童相談所が行う業務の困難性・特殊性として挙げている。

こうした状況を踏まえて、同手当の支給対象となる相談・指導業務の対象について、同様の手当を措置する他自治体の状況を研究・分析した上で、本県児童相談所の業務の実態に合うものとなるよう、見直しを検討する必要がある。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下、「給与制度のアップデート」という。）について、令和4年から国や他自治体の動向を注視することとしていた。

人事院は、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、処遇面での取組が不可欠であるとし、給与制度のアップデートとして、様々な側面から包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図るべく、本年8月、採用市場における競争力を向上させるための若年層の給与水準の引上げ、係長級以上の俸給水準の底上げによる早期昇格者や民間等からの採用者の処遇改善、ボーナスにおける実績反映の拡大による優秀者の年収増加、採用における多様なニーズに適応した手当支給の拡大等の措置を講ずるよう勧告した。

本県職員の給与は、水準は地域の民間に準拠しつつ、制度は国に準じた内容としてきたところであるが、国や他自治体、民間企業等との間での人材獲得に向けた競合が激化しており、本県も優秀な人材の確保が困難な状況にある。このため、本県においても人材確保を支える給与処遇について検討を行う必要がある。

このような状況を踏まえ、このたびの人事院の給与制度のアップデートの趣旨等を総合的に勘案した結果、本委員会としても、給与制度のアップデートに取り組むこととし、次の措置を行う必要があると判断した。

(ア) 給料表及び昇給制度

給料表及び昇給制度については、採用市場においてより競争力がある給与水準となるよう、また、主任級以上の職員を対象とする各等級では、職務や職責に応じた制度となるよう、国家公務員の俸給表、昇給制度の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

a 行政職給料表

(a) 1級

公務における人材確保の困難性を踏まえ、初任給の引上げは、本年の民間給与との較差に基づく給与改定において、先行して措置する。具体的には、高校卒業程度は13.8%（24,000円）引き上げて197,300円、大学卒業程度は11.9%（24,700円）引き上げて232,100円とする。

(b) 3級～7級

各等級の初号近辺の号給をカットし、これらの等級の初号の給料月額を引き上げる。新たな給料表に移行する際にカットされる号給に在職する職員は、当該等級の新しい初号に切り替える。

昇給制度上、現在は3級から6級までを一つの職員層として昇給区分の決定を行う仕組みとしているが、後記(ウ)のとおり8級以上に職務や職責をより重視した新たな給料体系を導入することに伴い、3級から7級までを一つの職員層とする。その際、任命権者の判断で3級から7級までの職員層を更に細分化して昇給区分を決定することができるよう措置する。

(c) 8級・9級

各等級の初号の給料月額を引き上げつつ、上下の隣接する等級間での給料月額の重なりを解消し、昇格メリットも拡大することによって、上位の等級に昇格することに伴い、現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとする。また、現行の号給を大きくくり化することによって、各等級を給料月額の刻みの大きい簡素な号給構成とする。新たな給料表に移行する際、既に8級及び9級の等級に在職している職員は、直前に受けていた給料月額と同額又は直近上位の額の新たな号給に切り替えることを基本としつつ、拡大後の昇格メリットと同様の効果を受けられるよう所要の調整を行う。

また、上述の刻みの大きい号給構成の下で昇給することにより、成績優秀者に一層大きな給与上昇を確保する。あわせて、任命権者の判断で上位の昇給区分に決定できる職員の割合を一定程度拡大できるよう措置する。

b 行政職給料表以外の給料表及び昇給制度

既に職務に応じた簡素な給料体系となっている、特定任期付職員給料表及び任期付研究員給料表を除き、行政職給料表との均衡を基本に前記aに相当する見直しを行う。この場合において、前記a(c)の措置の導入対象となる給料表及び等級は、別表第3に示すとおりとする。

(イ) 地域手当

給地域手当については、国家公務員の地域手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

また、地域手当の支給割合については、国家公務員に対する取扱いに準じることとし、見直しにより支給割合が引き下がる地域に在勤する職員の生活への影響等を考慮して、令和7年度から令和9年度までの間における当該地域の地域手当の支給割合は、見直し後の支給割合に達するまでの間、現行の支給割合から1年ごとに1ポイントを減じた支給割合とする。

また、支給割合の引上げも、改正に要する原資の状況等を踏まえて、段階的に行う。令和7年度の支給割合は、別表第4に示すとおりとする。

(ウ) 扶養手当

扶養手当については、国全体として、配偶者の働き方に中立となるよう制度の見直しに向けた取組が進められていること、また、少子化対策が推進されていることを考慮して、国家公務員の扶養手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

なお、配偶者に係る手当の廃止は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、配偶者に係る手当額が相対的に低額である行政職給料表8級相当の職員を除き、2年をかけて実施し、子に係る手当額の引上げも、同様に2年をかけて実施する。この場合における各年度の具体的な手当額は、別表第5に示すとおりとする。

(エ) 通勤手当及び単身赴任手当

通勤手当及び単身赴任手当については、人材確保に資するよう、国家公務員の通勤手当及び単身赴任の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

a 通勤手当の支給限度額

長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減するために、支給限度額を 150,000 円とする。なお、支給限度額の引上げに伴い、従来の全額支給の限度額（64,000 円）を超える場合における当該額との差額の 2 分の 1 を加算する措置及び離島に所在する公署への通勤のため高速船を利用する職員に対する加算措置は、廃止する。

b 新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件

人材確保に資するよう、採用に伴い新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当を支給する。あわせて、新幹線等を通勤に利用しやすくすることにより、様々な事情を有する職員の勤務継続を可能とし、人事配置の円滑化を図る観点から、新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直す。

具体的には、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり 30 分以上短縮されることを求める要件を廃止する。任命権者で定める有料道路の利用料金の認定基準についてもあわせて見直しを検討する必要がある。また、異動等の直前の住居からの通勤であることを求める要件などを緩和し、育児、介護等のやむを得ない事情により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員で、異動等により新幹線等による通勤を行う職員と同様に取り扱う必要があるものに対しても手当を支給する。

(オ) 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当については、管理職手当の支給を受ける職員等が、災害への対応など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行っている実態を考慮し、国家公務員の管理職員特別勤務手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

管理職手当の支給を受ける職員等に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、現行では午前 0 時から午前 5 時までとなっている支給対象時間帯を、午後 10 時から午前 5 時までとする。

また、任命権者において管理職員特別勤務手当が適切に支給されるよう、支給対象となる勤務の具体例を示し、支給要件を明確化する。

(カ) 期末手当及び勤勉手当

a 勤勉手当の成績率等

勤務成績に応じて支給される勤勉手当については、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能となるよう、国家公務員の勤勉手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

現在平均支給月数の 2 倍に設定している「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を、平均支給月数の 3 倍に引き上げる。

あわせて、「特に優秀」及び「優秀」の両成績区分に設定している人員分布率の合計は維持した上で、任命権者における実情に応じ、「特に優秀」の成績区分を適用される者を増やすことができるよう見直しを行う。

b 特定任期付職員のボーナス制度

特定任期付職員のボーナス制度については、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映することが適当であるため、国家公務員の特定任期付職員の特別給に関する人事院勧告に準じて改定する。

特定任期付職員のボーナスを、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止する。

(a) 期末手当及び勤勉手当の支給月数等

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の平均支給月数は、優秀者に対して勤勉手当を上乗せするための原資を確保しつつ、期末手当及び勤勉手当の配分が一般職

員と同程度となるよう留意し、年間で期末手当 1.90 月、勤勉手当 1.75 月とする。
また、6 月期と 12 月期の支給月数が均等になるよう定める。

(b) 勤勉手当の成績区分及び成績率

特定任期付職員の勤勉手当の成績区分及びこれに応じた成績率（支給月数に相当）は、「優秀」（0.875 以上 2.625 以下）、「良好（標準）」（0.775）及び「良好でない」（0.71 以下）の 3 段階とする。これにより、年間の期末手当及び勤勉手当の支給を見ると、「優秀」の場合は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準の支給が可能となる一方、「良好（標準）」の場合は見直し前の期末手当と同水準の支給となる。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

定年前再任用短時間勤務職員等（暫定再任用職員を含む。）については、近年、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の能力及び経験を活用してきている実情を考慮し、国家公務員の定年前再任用短時間勤務職員の諸手当に関する人事院勧告に準じて改定する。

定年前再任用短時間勤務職員等が、勤務地を異にする様々な勤務先で活躍できるよう、給与面でも支援するため、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものを新たに支給する。具体的には、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）及びへき地手当（同手当に準ずる手当を含む。）を支給する。

特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当については、令和 7 年 4 月 1 日以降の異動等から適用する。

(ク) 在宅勤務等手当

昨年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設することを勧告した。その後、国家公務員において在宅勤務等手当が新設され、地方公務員においても、地方自治法が改正され、同手当を支給することが可能となった。

こうした状況を踏まえ、本県においても、在宅勤務等手当を新設する。

(ケ) 初任給基準

初任給については、近年、民間給与と職員給与の較差解消のため、給料表を改定するにあたり、若年層に重点を置いた改定を行うことによって、その水準を改善してきたところである。

しかしながら、受験年齢層人口の減少に加え、国や他自治体、民間企業等との間での人材獲得に向けた競争が激化しており、現在のような売り手優位の労働市場環境が続くことが予想され、優秀な人材確保のため更なる対策が求められる。

こうした状況の中、相当程度の給料表の改善を行うとともに、初任給基準についても、国家公務員や他の自治体と比較して劣らないように、改正を検討する必要がある。

具体的には、行政職給料表において、大卒区分の初任給基準について、本県と同様に 1 級 29 号給としている多くの団体が、高卒区分の初任給基準を 1 級 9 号給としており、これに比して 1 級 7 号給としている本県の初任給基準が低い状況にあるため、高卒区分の初任給基準を 2 号給引き上げる改定を行う。なお、これに伴い、在職者についても所要の調整を行う必要がある。

改定の時期は、令和 7 年 4 月 1 日から実施し、行政職給料表以外の給料表についても行政職給料表との均衡を基本に前記に相当する見直しを行う。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9 級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長		
8 級	本庁部次長	課 長	支店長、工場長、部長、部次長	
7 級	本庁困難課長			支店長、工場長部長、部次長
6 級	本庁課長	課長代理	課 長	課 長
5 級	副参事			
4 級	主幹	係 長	課長代理	課長代理
3 級	主任		係 長	係 長
2 級	主事技師	主 任	主 任	主 任
1 級		係 員	係 員	係 員

別表第3 行政職8級、9級と同様の見直しを行う給料表及び等級

給料表	等級
公安職給料表	9級
研究職給料表	5級
医療職給料表（一）	4級

別表第4 令和7年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 （支給割合）	見直し後の 支給地	見直し前の級地 （支給割合）	見直し前の 支給地	改定幅	令和7年度の 地域手当の支給割合 %
1級地（20%）	東京都 特別区	1級地（20%）	東京都 特別区	0	20
2級地（16%）	大阪府 大阪市	2級地（16%）	大阪府 大阪市	0	16
	東京都	3級地（15%）	東京都 府中市	+1	15
4級地（8%）	広島県 広島市	5級地（10%）	広島県 広島市	-2	9
5級地（4%）	岡山県 岡山市	7級地（3%）	岡山県 岡山市	+1	3
	岡山県 倉敷市	非支給地	岡山県 倉敷市	+4	2

注1：「改定幅」は、見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

注2：上記以外の支給地域の級地及び支給割合については、人事委員会規則に基づき個別承認を行う。

別表第5 各年度における扶養手当の月額

（単位：円）

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	行政職給料表7級以下	6,500	3,000	（支給しない）
	行政職給料表8級	3,500	（支給しない）	（支給しない）
子		10,000	11,500	13,000

注：「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」には、行政職給料表以外の各給料表でこれらに相当する等級を含む。

(3) 勧告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

ア 改定の内容

(7) 給料表

現行の給料表を別記 1 のとおり改定すること。（別記 1 略）

(イ) 諸手当

a 初任給調整手当について

(a) 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 416,600 円とすること。

(b) 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を 51,600 円とすること。

b 期末手当及び勤勉手当について

(a) 令和 6 年 12 月期の支給割合

i 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.275 月分（特定幹部職員にあっては、1.075 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（特定幹部職員にあっては、1.275 月分）とすること。

ii 定年前再任用短時間勤務職員については、12 月に支給される期末手当の支給割合を、0.7125 月分（特定幹部職員にあっては、0.6125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分（特定幹部職員にあっては、0.6125 月分）とすること。

iii 特定任期付職員及び任期付研究員については、12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

(b) 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

i 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（特定幹部職員にあっては、1.05 月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（特定幹部職員にあっては、1.25 月分）とすること。

ii 定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分（特定幹部職員にあっては、0.6 月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分（特定幹部職員にあっては、0.6 月分）とすること。

iii 任期付研究員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.725 月分とすること。

c 寒冷地手当について

(a) 寒冷地手当の支給月額を、職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800円	11,400円	8,200円

(b) 寒冷地以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して寒冷地に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として

人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、寒冷地又は人事委員会規則で定める区域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る改定の内容

(7) 給料表

第1の1による改定後の給料表を別記2のとおり改定すること。（別記2略）

新給料表への切替えは、別記3の切替要領によること。（別記3略）

(i) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、岡山県職員給与条例第4条第5項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(ウ) 諸手当

a 扶養手当について

(a) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、岡山県職員給与条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

(b) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

b 地域手当について

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- (a) 1級地 100分の20
- (b) 2級地 100分の16
- (c) 3級地 100分の12
- (d) 4級地 100分の8
- (e) 5級地 100分の4

c 通勤手当について

(a) 1箇月当たりの通勤手当額の限度を150,000円とすること。

(b) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(c) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給すること。

(d) 従来の全額支給の限度額（64,000円）を超える場合において、当該額との差額の2分の1を加算する措置を廃止すること。

(e) 離島に所在する公署に通勤するためやむを得ず高速船を利用する職員に対し、1箇月当たりの通勤手当の額の限度にかかわらず当該高速船の特別運賃に係る通勤手当を支給する措置を廃止すること。

d 単身赴任手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

e 管理職員特別勤務手当について

- (a) 管理職手当の支給を受ける職員、特定任期付職員及び第一号任期付研究員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (b) (a) の管理職員特別勤務手当の額は、(a) による勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とすること。

f 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当について

住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当及び特設勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給すること。

g 特定任期付職員の特別給について

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (a) 勤勉手当を支給すること。
- (b) 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。
- (c) 6 月及び 12 月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 87.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- (d) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

h 在宅勤務等手当の新設

- (a) 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して 1 箇月当たり 10 日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給すること。
- (b) 在宅勤務等手当の支給月額、3,000 円とすること。
- (c) 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

ウ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、アの(イ)の b の(b)、(イ)の c の(b)、イ並びにウの(イ)の a 及び b については、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

(イ) 経過措置等

a 扶養手当の月額等の特例措置

- (a) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、行政職給料表の

適用を受ける職員でその等級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額が3,000円とすること。

- (b) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、岡山県職員給与条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

b 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

c その他所要の措置

- a 及び b に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

4 勧告実施の状況

民間給与との比較等に基づき、給料表については若年層に重点を置いた月例給の2.71%（改定額10,046円）引上げを勧告し、期末手当及び勤勉手当については年間の支給割合を0.10月分引上げる勧告し、いずれも勧告どおり実施された。また、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る改定についても勧告どおり実施された。

第 5 章

勤務条件関係等業務

第5章 勤務条件関係等業務

1 勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和7年1月1日）

ア 子の看護休暇について、以下の事由により子の世話をを行う場合も取得可能とした。

(ア) 感染症にかかっており、又はその疑いがあることによる出席停止

(イ) 感染症の予防上、必要があるときの臨時休業

(ウ) 非常変災その他急迫の事情による臨時休業

(エ) (ア)から(ウ)までに準じる事由

イ その他規定の整備を行った。

(2) 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用についての制定について（令和元年10月25日岡人委第268号）の一部を次のとおり改正した。

（適用：令和7年4月1日）

ア 子の看護休暇について、以下のとおり改正を行った。

(ア) 子の行事参加（入園・卒園式、入学式）や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇を取得可能となるよう、取得事由を拡大した。

(イ) 対象となる子の範囲を、小学校3年生修了時までに拡大した。

(ウ) 取得要件から「6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削除した。

イ 出生サポート休暇、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、短期介護休暇について、取得要件から「6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削除した。

ウ 私傷病休暇を有給化した。

エ その他規定の整備を行った。

(3) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和7年4月1日）

ア 職員が仕事と介護を両立しやすい職場環境を整備するために任命権者が講ずべき措置等を以下のとおり定めた。

(ア) 任命権者は、職員に、仕事と介護との両立に資する制度又は措置等（以下「介護両立支援制度等」という。）を知らせる場合等において、介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないよう配慮しなければならないこととした。

(イ) 介護両立支援制度等の内容を定めた。

(ウ) 介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員等に知らせる事項及び知らせる方法を定めた。

(エ) 介護両立支援制度等の請求等に係る職員の意向を確認する措置を定めた。

(オ) 介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集等の介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を定めた。

イ その他規定の整備を行った。

2 服 務

令和6年度において規則等の改廃等を行ったもの …… なし

3 その他

令和6年度において規則等の改廃等を行ったもの …… なし

第 6 章

公平審査関係業務

第6章 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置要求

- (1) 令和6年度において判定したもの …… なし
- (2) 令和6年度において審査したもの …… なし
- (3) 令和6年度において却下したもの …… なし
- (4) 令和6年度において取下げのあったもの …… なし

2 不利益処分に関する審査請求

- (1) 令和6年度において裁決したもの …… 2件
- (2) 令和6年度において審査したもの …… 4件
- (3) 令和6年度において却下したもの …… 2件
- (4) 令和6年度において取下げのあったもの …… なし
- (5) 令和6年度において打ち切ったもの …… なし

3 苦情処理

令和6年度において苦情相談があったもの …… 13件

(単位：件)

処理 事項	制度説明	アドバイス	当局に伝達	調査申入れ	そ の 他	計
任用関係		1	2			3
給与関係						
勤務条件		1	2			3
福利厚生		1				1
いじめ等			3	1		4
そ の 他		2				2
計		5	7	1		13

4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

令和7年3月31日現在の受託団体は次のとおりである。

団体の種類	団 体 数	計
市	井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市（10市）	57団体
町 村	和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西粟倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町（12町村）	
一部事務組合	専任の職員を置いているすべての組合（34一部事務組合）及び1広域連合	

第 7 章

職員団体関係業務

第 7 章 職員団体関係業務

1 職員団体の登録

(1) 県関係

令和 6 年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（5 件）。

登録事項の変更

登 録 番 号	団 体 名	登録変更年月日	変 更 内 容
1	岡 山 県 職 員 労 働 組 合	R6. 7. 10	役員変更
2	岡 山 県 教 職 員 組 合	R6. 4. 19	役員変更
3	岡 山 県 高 等 学 校 教 職 員 組 合	R6. 4. 19 R6. 5. 30	役員変更 役員変更
58	新 岡 県 教 職 員 組 合	R6. 5. 30	役員変更

(2) 受託地方公共団体関係

令和 6 年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（11 件）。

登録事項の変更（11 件）

登 録 番 号	団 体 名	登録変更年月日	変 更 内 容
31	自 治 労 鏡 野 町 職 員 組 合	R6. 11. 19	役員変更、規約変更
33	浅 口 市 職 員 組 合	R6. 11. 19	役員変更、規約変更
36	自 治 労 早 島 町 職 員 組 合	R6. 7. 19	役員変更
40	自 治 労 美 作 市 職 員 労 働 組 合	R6. 10. 25	役員変更
48	総 社 市 職 員 組 合	R6. 8. 9	役員変更
50	自 治 労 新 見 市 職 員 組 合	R6. 6. 26	役員変更
51	美 咲 町 職 員 労 働 組 合	R6. 8. 7	役員変更
52	真 庭 市 職 員 労 働 組 合	R6. 8. 27	役員変更
54	高 梁 市 幼 児 教 育 教 職 員 組 合	R6. 4. 23	役員変更
55	井 原 市 幼 児 教 育 教 職 員 組 合	R6. 4. 23	役員変更
56	総 社 市 幼 児 教 育 教 職 員 組 合	R6. 4. 23	役員変更

2 管理職員等の範囲の指定

(1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
知 事 部 局	本 庁	総括副参事（法制班に 属する者） 主幹（地方創生推進室 に属する者）	総括主幹（法制班に 属する者） 主任（秘書課に属す る者）	職の新設 及び廃止	R7.3.28 規則第23号
	出先 機 関	県民局	参与	職の廃止	
		農林水産総 合センター 畜産研究所	参与	職の廃止	

(2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

公共団体	機 関		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
高 梁 市	市 長 部 局	本庁		主査（人財育成 係） 主任（人財育成 係） 主事（人財育成 係）	職の廃止	R6.5.10 規則第11号
新 見 市	市 長 部 局	本庁	担当部長 特命参事		職の新設	
備 前 市	市 長 部 局	本庁	財政健全化係長 財政検証係長	検査参事 所長補佐 財政係長	職の新設及 び廃止	
			主査（秘書係、 行政係、職員係 及び財政課に属 する者に限る。） 主任（秘書係、 職員係及び財政 課に属する者に 限る。）	主査（行財政改 革課、秘書係、 行政係、職員係 及び財政係に属 する者に限る。） 主任（秘書係、 職員係及び財政 係に属する者に	字句の修正	

				限る。)	
	病院		主幹		職の新設
	公民館		館長 館長代理		施設の移管
	図書館		館長		施設の移管
	歴史民俗資料館		館長		施設の移管
	加子浦歴史文化館		館長		施設の移管
	埋蔵文化財管理センター		所長		施設の移管
	教育委員会	事務局	教育振興係長	室長補佐 総務計画係長	職の新設 及び廃止
		保育園		総括主幹 園長	施設の廃止
		公民館		館長 館長代理	施設の移管
		図書館		館長	施設の移管
		歴史民俗資料館		館長	施設の移管
		加古浦歴史文化館		館長	施設の移管
		埋蔵文化財管理センター		所長	施設の移管
	選挙管理委員会事務局		参事		職の新設
	監査委員事務局		参事		職の新設
浅口市	市長部局	総合支所	支所長補佐（庶務を担当する者に限る。）	課長 市民生活課長補佐（庶務を担当する者に限る。）	職の新設及び廃止
	教育委員会	事務局	理事		職の新設

奈 義 町	町 長 部 局	本庁	総務課人事担当 参事 総務課人事担当 副参事	総務課参事 総 務課副参事	職の新設及 び廃止
		保育園		園長	施設及び職 の廃止
	教育委員会	こども園	園長		施設及び職 の新設
		幼稚園		園長	施設及び職 の廃止
岡山県西 部地区養 護老人ホ ーム組合	敬 愛 園			園長	施設の廃止

第 8 章

労働基準監督機関関係業務

第 8 章 労働基準監督機関関係業務

1 労働基準監督機関職権行使者

労働基準監督機関の職権は、令和 5 年10月12日人事委員会の決議により、古南委員に委任されている。

2 労働基準法別表第 1 の事業区分

事業所の名称変更に伴い、岡山労働局長に次のとおり報告を行った。

項 目	変更前	変更後	号別	報告年月日
知事部局	岡山県女性相談所	岡山県女性相談支援センター	その他	6. 4. 1

3 労働基準法に基づく諸届の受理等

令和 6 年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
時間外労働、休日労働に関する協定の締結届	105	年度当初89件

4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

令和 6 年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
衛生管理者等選任報告	46	衛生管理者42件、産業医 4 件 (一社) 日本ボイラ協会委託分11件 (一社) 日本クレーン協会委託分 2 件
健康診断結果報告	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	3	
労働者死傷病報告	117	
特定機械等の性能検査実施	13	
ボイラ一休止報告	1	
ボイラ一廃止報告	1	
第一種圧力容器休止報告	2	
第一種圧力容器廃止報告	1	